

瀬戸市議会議長 水野 良一 様

瀬戸市議会基本条例を無視した瀬戸市議会個人情報保護条例についてのパブリックコメント募集に関する抗議及び市民意見募集期間延長等を求める申入書

瀬戸市の問題を考える市民ネットワーク

瀬戸市議会は、瀬戸市ホームページにおいて、「瀬戸市議会の個人情報保護に関する条例骨子（案）」について市民意見を募集すると公表しています。議会として市民に対する説明会や意見聴取を行うことなくホームページで意見の募集を始めています。

瀬戸市議会における最高規範とする瀬戸市議会基本条例では、第3条で、議会の活動原則として、「積極的に情報の公開を図り、市民に対する説明責任を果たす。」「公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営に努める。」と明記しています。

しかし、この条例制定において議会として中心的役割を果たす議会運営委員会の議事録は公表されておらず、なぜこのような条例骨子（案）に決められたのかは市民にとって全く分かりません。透明性が確保され、市民に開かれ、分かりやすいものとは言い難いものであり、一方的なものになっています。

この条例案では、個人情報開示請求1件について手数料300円を徴収するとされています。現行の瀬戸市個人情報保護条例では、手数料は無料であり、現行制度からの明らかな後退です。市民の個人情報を保護する権利を制約することになり、「市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与する」（瀬戸市議会基本条例第1条）ものとはなりません。瀬戸市議会基本条例を無視するものとして強く抗議し、以下について申し入れを行うものです。

1. 個人情報開示請求の手数料に300円を設定することは、現行の瀬戸市個人情報保護条例の制度からの後退となり、市民の個人情報を保護する権利を侵害することとなるので撤回すること。
2. 議会独自の個人情報保護条例を制定することとしているが、条例の必要性、今回示された条例骨子（案）に至るまでの経緯、議会内での検討経過とその内容は市民に公開されていません。議会基本条例に定められている市民との意見交換会、説明会、専門的知識を有した専門家の提言の公表等を行い、市民意見提出の前提となるそれらの内容の周知が実施されるまで、市民意見の募集を延期すること。
3. 瀬戸市議会基本条例は、「議会における最高規範であつて、議会は、この条例に反する議会に係る条例、規則、告示等を制定してはならない。」と定めています。この定めから逸脱したと市民に疑義を抱かせないよう瀬戸市議会基本条例の定めにも則り、全議員が参加し、市民に十分な説明責任を果たした取り組みを行い、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与するものとなる条例制定を行うこと。

以上